

藝文友の会会則

- 第1条 本会は「藝文友の会」と称し、事務局を公益財団法人常陽藝文センター(以下、「センター」という。)内におく。
- 第2条 本会は、センター設立の趣旨に賛同するものをもって構成し、文化とのふれあいを通じて会員相互の親睦と豊かで潤いのある暮らしづくりに寄与することを目的とする。
- 第3条 本会会員は、前条の目的に賛同する個人会員、法人会員、ギフトサービス会員及びセンターの推薦する特別会員により構成する。
- 第4条 会員は特別会員を除いて年会費をセンターに支払うものとする。ただし、ギフトサービス会員の年会費はその依頼人が支払うものとする。
年会費の金額は別途センターが定めるものとし、センターのホームページ及び機関誌『常陽藝文』等に掲示する。
会員は、年会費以外のサービス利用料金について、ホームページ及び機関誌等に掲示し別途センターが定める算定方法、支払方法により支払うものとする。センターは、事由の如何を問わず、一旦支払を受けた年会費及びサービス利用料金を返却しないものとする。
- 第5条 個人会員、ギフトサービス会員及び法人会員は、センターの実施する事業につき、次の特典を受けることができる。なお、次の各種優待については、個人会員、ギフトサービス会員は本人のほか家族1名まで、法人会員はその役職員6名まで会員扱いで利用することができるものとする。
特別会員は個人会員、ギフトサービス会員に準じて取り扱うものとする。
- <個人会員・ギフトサービス会員>
- (1)ふれあい催事への招待
 - (2)優待催事への優待
 - (3)藝文学苑の受講料割引
 - (4)友の会藝文地域ふれあい学苑への招待
 - (5)友の会企画旅行への優待
 - (6)機関誌『常陽藝文』の毎月送付
 - (7)提携文化施設への入場料割引
 - (8)センター施設利用料金の割引
- <法人会員>
- (1)ふれあい催事への招待
 - (2)優待催事への優待
 - (3)藝文学苑の受講料割引
 - (4)友の会藝文地域ふれあい学苑への招待
 - (5)友の会企画旅行への優待
 - (6)機関誌『常陽藝文』を毎月送付
 - (7)提携文化施設への入場料割引
 - (8)藝文センター施設利用料金の割引
 - (9)藝文センター自主制作DVDの無料配布(年1本)
 - (10)『常陽藝文』用ファイルの贈呈(年間1冊)
- 第6条 退会は会員本人からセンターに所定の書式などで申し出ることとする。
- 第7条 会員は、第4条に規定する年会費、サービス利用料金その他のこの会則に基づく金銭債務の支払を3か月以上遅滞した場合、自動的に会員資格を喪失するものとする。また、本会は、会員が次の各号に該当した場合、会員資格を取り消し、あるいは特典の全てまたは一部の付与を停止することができるものとする。

- (1) 会員届出先宛ての郵送物が 3 か月以上連続して届かない場合など、センターが会員資格の存続または特典の付与の継続を不相当と判断した場合

第 8 条 本会は、会員（法人会員の場合は役職員を含む。本条において以下同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当した場合、または次の各項のいずれかに該当し、会員として不適切であるとセンターが判断した場合には、会員に事前に連絡することなく会員資格を取り消すことができるものとし、これによって、会員に損害が生じて、センターは一切の責任を負わないものとする。また、会員は、これによってセンターが被った一切の損害を賠償するものとする。

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当する場合

- (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していること。
- (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (オ) 役員または経営に実質的に関与する者が暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること

- (2) 会員が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- (ア) 暴力的な要求行為
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてセンターの信用を毀損し、またはセンターの業務を妨害する行為
- (オ) その他前各号に準ずる行為

第 9 条 (1) この会則の各条項は、本会の運営状況の変化、社会情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、センターの理事会の決議を経た上で、本条及び民法第 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとする。

- (2) 前項によるこの会則の変更は、変更後の会則の内容を、センターのホームページ、機関誌『常陽藝文』への掲載その他の相当な方法で公表し、公表の際に定める運用開始日から適用される。

制定 昭和 58 年 4 月 1 日

改定 令和 2 年 4 月 1 日